

# 低圧部門における競争の現状及び見通し② (東京電力・関西電力エリア)

平成31年3月15日(金)



電力・ガス取引監視等委員会  
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

## 本日も議論いただきたい内容

- 第6回会合において、指定等基準案に基づき、低圧シェア5%程度以上の有力競争者候補が存在する東京電力エリア及び関西電力エリアについて、競争の現状及び見通しについて御議論いただいたところ。
- 本日は、前回の御議論も踏まえ、引き続き東京電力エリア及び関西電力エリアにおける低圧部門の競争状況に関する評価上の論点及び今後の議論の進め方について御議論いただきたい。

# (参考)指定等基準の具体的イメージ①

- 前回までの御議論を踏まえ、指定等基準の各項目に対する具体的なイメージは以下の通り。

要件	指定等基準のイメージ	事務局整理案(要約)
<p>基本的な考え方</p>	<p>◆ 次の事項その他の事情を総合して判断し、小売電気事業者間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、当該供給区域内の電気の利用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められること。</p>	<p>-</p>
<p>1. 消費者等の状況(第一要件)</p>	<p>◆ スイッチングに関する消費者等の認識度、スイッチングの動向等を総合的に勘案し、みなし小売電気事業者が不当な値上げを行った際、消費者等がみなし小売電気事業者以外の小売電気事業者にスイッチングしようとする蓋然性が高いと認められないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 消費者等の需要家側の状況としては、競争が機能する環境へと進みつつあり、競争者の状況（第二要件、第三要件）によっては、現実の競争圧力にもつながるものと考えられる。</li> <li>● 消費者等の状況、具体的には、自らに最適な価格・サービスを提供するメニューを選択しようとする消費者等の厚み、感応度等については、競争研の整理を踏襲し、以下の各考慮要素を（個別に判断するのではなく）総合的に判断             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 現在の消費者の関心</li> <li>- 現在の消費者の満足度（スイッチング実施・非実施の理由）</li> <li>- スイッチング率（事業者内、事業者間）</li> <li>- スイッチングによる支払額の変化等に関する予測可能性</li> <li>- その他スイッチング率が上下すると考えられる要因の有無</li> </ul> </li> </ul> <p>※地域毎に詳細な審査・判断を行うにあたっては、できるだけ客観的な判断を行う観点から、参考資料として、併せて、産業組織論に基づくシミュレーションを実施</p>

# (参考)指定等基準の具体的イメージ②

## 要件

## 指定等基準のイメージ

## 事務局整理案(要約)

2. 十分な競争圧力の存在  
(第二要件)

2-1:  
低圧部門の市場構造

◆有力で独立した複数の競争者の存在、競争者の供給余力の状況、その他小売電気事業者間の競争関係に関する事情を総合的に勘案し、小売電気事業者間の競争関係によって、みなし小売電気事業者が不当な値上げを行うことが困難となる蓋然性が高いと認められないこと。

### **有力で独立した複数の競争者の存在(必須要件)**

- 「有力な競争者」については、低圧部門エリアシェアが5%以上であることを一つの目安とし、必要に応じて、5%に満たないシェアの競争者の状況も勘案しつつ、総合的に判断※。
- ※ 競争者の営業区域における競争力の状況や営業区域拡大の具体的な可能性等を考慮する。また、エリアシェアが5%に満たない場合であっても、エリア内の様々な区域においてそれぞれ十分な競争力を有する複数の競争者が事業活動を行う結果として(別途、エリア全域で事業活動を行う有力な競争者が存在すればそれも考慮した上で)、エリアの大宗において、競争圧力が機能する可能性も考慮する。
- 有力競争者は2社以上存在することが必要。なお、協調行動が疑われる状況においては、3社以上が必要となることも考えられる。
- 次の事業者はシェアに関わらず、通常、エリアの旧一電から独立した有効な牽制力として機能することは期待しにくいいため、原則として、競争者として考えないことが適当ではないか。
  - ア) エリアの旧一電のグループ会社(当該旧一電及びその親会社、並びにそれらの子会社及び出資比率20%以上の関連会社)
  - イ) その他小売事業の提携その他の事情から、有効な牽制力を有さないと考えられる事業者

# (参考)指定等基準の具体的イメージ③

要件

指定等基準のイメージ

事務局整理案(要約)

2. 十分な競争圧力の存在  
(第二要件)

2-1:  
低圧部門の市場構造

【再掲】

◆有力で独立した複数の競争者の存在、競争者の供給余力の状況、その他小売電気事業者間の競争関係に関する事情を総合的に勘案し、小売電気事業者間の競争関係によって、みなし小売電気事業者が不当な値上げを行うことが困難となる蓋然性が高いと認められないこと。

## 旧一般電気事業者の地位による競争圧力への影響

- 現実の競争の状況を考察すると、エリア日一電のブランド力等の存在によって、新電力が選好されない、競争が進展していないといった具体的な状況は現時点では見受けられないが、エリア毎詳細審査の段階において、例えば、新電力のメニューが旧一電よりも相当程度低廉であるなど、消費者にとって明らかに有利であるにもかかわらず、当該新電力へのスイッチングが進んでいないといった事象の有無を当該地域で広く低圧事業を行っている新電力事業者等へのヒアリング等により確認し、必要な対応を検討

## 競争者が利用可能な十分な供給余力について(必須要件)

- 解除後の「十分な供給余力」については、各エリア毎に、
  - ① 休廃止する発電所、新設される発電所の状況や連系線も考慮の上、解除時以降も、年間最大需要を相当程度上回る供給力※1が確保される見込みであることを確認し、かつ、
  - ② 当該エリアにおいて、解除後も、当面、余剰電源の全て※2が経済合理的に卸電力市場に継続的に投入されることを求めることとし、その量や価格等の確認を行うこととしてはどうか。

※1具体的な水準については資源エネルギー庁・広域機関と協議の上、引き続き検討する。

※2旧一般電気事業者(小売・発電部門)が確保している供給力(計画停止、計画外停止分を除く)から自社想定需要、小売予備力及び入札制約を除いたもの。

※3エリアの需要が全体として減少傾向である状況において、当該期間における卸市場の競争が促進され、経済合理性に基づき、余剰電源が休廃止せず運用され続けている場合は、小売市場における競争も活発に行われる可能性が存在することに留意する。

# (参考)指定等基準の具体的イメージ④

要件	指定等基準のイメージ	事務局整理案(要約)
<p>2. 十分な競争圧力の存在 (第二要件)</p> <p>2-1: 低圧部門の市場構造</p>	<p>【再掲】</p> <p>◆有力で独立した複数の競争者の存在、競争者の供給余力の状況、その他小売電気事業者間の競争関係に関する事情を総合的に勘案し、小売電気事業者間の競争関係によって、みなし小売電気事業者が不当な値上げを行うことが困難となる蓋然性が高いと認められないこと。</p>	<p><b>その他(隣接市場からの競争圧力)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電気については、隣接市場からの競争圧力は基本的には限定的ではないか。このため、詳細審査時において、隣接市場からの競争圧力は特段の事業がない限り考慮する必要は乏しいのではないか。</li> </ul>
<p>2. 十分な競争圧力の存在 (第二要件)</p> <p>2-2: 低圧部門の市場行動</p>	<p>//</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規参入の状況については、エリアによってばらつきはあるものの、現時点では、目立った参入障壁は確認されず。</li> <li>競争者との価格協調の動向について、一部エリアの主要な競争者間で類似した体系の料金メニューとなっているものの、単価設定については差異が存在。</li> <li>以上を踏まえ「低圧部門の市場行動」要件については、基本的に、競争研中間論点整理を維持することとし、新規参入の状況や価格協調の有無、動向等を適切に考慮するとともに、必要に応じて、複数要件を厳格化することなどを検討することを明確化。</li> </ul>

# (参考)指定等基準の具体的イメージ⑤

## 要件

## 指定等基準のイメージ

## 事務局整理案(要約)

3. 競争の  
持続的確保  
(第三要件)  
3-1:  
競争基盤の  
構築状況

◆円滑なスイッチングを可能とする仕組み及び体制等の整備状況その他の事情を総合的に判断し、小売電気事業者間の適正な競争関係が長期的に継続する蓋然性が高いと認められないこと。

- スwitchingの容易性の担保については、現況では、スマートメータの設置は順調に進捗しており、その他の手続面等における大きな課題は見受けられない。したがって、「競争基盤の構築状況」要件については、競争研中間論点整理のとおり、スマートメータの設置状況を確認するとともに、その他の手続面において、当該エリアにおいてスイッチング手続を煩雑化する特段の要因があるか、また、スイッチングの標準処理期間が遵守されていないといった状況がないかを念のため、定性的に確認しつつ、詳細審査時の総合判断においてその普及状況を考慮。
- 他方、現行のスマートメータの設置を前提としたスイッチングの運用を踏まえると、旧一般電気事業者が不当な値上げを行った場合に、消費者等が円滑にスイッチングを行うためにスマートメータの普及状況が過度な障害となっているかについても追加的に確認する必要があるのではないかと。(スマートメータ設置を前提としないスイッチングの運用により対応することが可能であれば、その旨の確認も含む。)

3. 競争の  
持続的確保  
(第三要件)  
3-2:  
競争的環境  
の持続性

議論継続中

議論継続中

# 東京電力及び関西電力エリアにおける競争状況の 現状整理と主な御意見



# 現状のまとめ①

- 東京電力エリア及び関西電力エリアにおける指定等基準の各項目について、現状の事務局整理案と前回の議論における主な御意見は、以下のとおり。

※なお、指定に当たっては、各考慮要素を総合的に判断することとしており、（必須要件を除き）各考慮要素の適否それ自体によって判断を行うわけではないことに留意。

凡例： ● 東京電力エリア  
◆ 関西電力エリア  
無印 両エリア共通

## 要件

## 事務局整理（案）

## 主な御意見

### 1. 消費者等の状況 (第一要件)

- スイッチングを検討しない層が一定程度存在することには注意が必要であるが、自由化の認知も一定程度進んでおり、スイッチング意向や満足度にも現時点では大きな問題はみられない。総じて、競争者の行動によって競争が機能しうる状況にあると考えることが適切か。
- ◆ ただし、消費者のスイッチングへの関心度は直近の数値では低下傾向にある可能性があることをどのように考えるか。

- 電源アクセスのイコールフットリングが進んでいけば、消費者にとってスイッチングは大丈夫という認識が進んでいくと思う。引き続き審議会で総合的に判断してほしい。
- ◆ 事務局の整理のなかで違和感があるのは、聞いたことはあるが内容を知らないというのを含めると90%となるが、聞いたことあるが内容知らないというのが認知していることになるのか違和感がある。
- TVCM、広告に関してはセット販売が大部分。これが消費者にとって、本質的に電力会社を変えるというインセンティブになっているかどうか疑問。
- 情報弱者、デジタル弱者といった価格比較サイトへアクセスできない人の情報格差をどう考えるか。

# 現状のまとめ②

## 要件

## 事務局整理（案）

## 主な御意見

凡例： ● 東京電力エリア  
◆ 関西電力エリア  
無印 両エリア共通

### 2-1: 低圧部門の市場構造

【有力で独立した複数の競争者の存在(必須要件)】

( ● 東京電力エリア)

- 現状でシェア5%程度となっている事業者（東京ガス）について、現時点では有効な牽制力を保持していると判断できるか。一方で、現状でシェアが5%に満たない事業者については、その事業方針や現時点での顧客数・分布を踏まえると、将来的には競争圧力として機能する可能性はあるものの、現時点で、有力な競争者と評価することについてどのように考えるべきか。
- 原発の再稼働や高度化法上の非化石電源比率目標等によって、将来的に競争環境が変化する可能性は、一定程度存在することに留意が必要か（持続性要件で判断か）。

( ◆ 関西電力エリア)

- ◆ 現状でシェア5%程度となっている事業者（大阪ガス）については、有効な牽制力を保持していると判断できるか。ただし、関西電力が保有し、関西電力小売部門が電気の小売事業ないし電気・ガスセット販売に利用可能な電源と、競争者のそれが同等ではない可能性があることには留意が必要と考えられるか。
- ◆ 現状でシェアが5%程度に満たない事業者については、その事業方針や現時点での顧客数・分布を踏まえると、その営業範囲においては、将来的に有力な事業者となる可能性も存在すると考えられるものの、現時点で、有力な競争者と評価することについてどのように考えるべきか。
- ◆ 高度化法上の非化石電源比率目標等によって、将来的に競争環境が変化する可能性は、一定程度存在することに留意が必要か（持続性要件で判断か）。

(共通論点)

- 当該エリアのみなし小売電気事業者の代理の形態で営業活動を行う事業者について、当該のみなし小売に競争圧力を及ぼす独立した事業者と捉えるべきか否か。独立した事業者と考えることが適切な場合はどのような場合か。（現状、関西電力エリアのシェア上位10社中には、関西電力と代理提携を行っている事業者は存在しない）

【有力で独立した複数の競争者の存在(必須要件)】※非公開で議論

- 独立、有力、複数の競争者の存在という基準との関係では、基準に到底届いていないということになるのではないか。
- 今回の事務局の整理で修正してほしい点はない。
- 現状の競争者の多くは、確かに大企業であり財務基盤は強固であるものの、電源調達には将来的な懸念もあると考えられる。財務基盤が強固であることを以って有効な牽制力と言えるかという点についてご議論いただきたい。
- 現状の競争者の財務基盤は強固ではあるが、旧一電と体力勝負をして打ち勝てるほどの基盤は持っていないのではないか。その点、旧一電同士の競争が重要になるのではないか。エリア外旧一電が余剰電源を使って隣のエリアを取りに行けば、有効な競争相手になりうる。
- 旧一電のエリアを跨いだ競争が重要であるのはご指摘のとおりだが、エリアを跨いだ競争が顕在化してくれば市場シェアに現れるため現在の手法でも把握可能であり、将来の検討の際には考慮しうる。
- 消費者から見て、一部の事業者にとっての電気事業は本業ではなく、本業を補完する事業展開としか見られないように思う。顧客囲い込みの効果が得られないと判断するなら、容易に退出できるのではないか。持続的な競争圧力とは見れないのではないか。
- 低圧シェアが5%程度以上という点、「程度」であるので5%に到達していなくても考慮可と理解している。この点の理解は委員の間でも合意があることは確認しておきたい。
- 有力事業者の点、市場シェアが5%未満でも評価され得る点はその理解だが、有力な競争者が2社存在することが十分条件であるという点は合意があったわけではない。十分条件だと誤認してはならない。
- 代理モデルを行っている事業者は、競争者になり得ないと考える。代理は本人の利益のために行動する立場であり、民法の観点からは、競争圧力になるとの考え方は理解できない。独立した事業者とカウントするのは難しいのではないか。

# 現状のまとめ③

## 要件

## 事務局整理 (案)

## 主な御意見

凡例: ● 東京電力エリア  
◆ 関西電力エリア  
無印 両エリア共通

### 2-1: 低圧部門の 市場構造 (前頁続き)

#### 【旧一般電気事業者の地位による競争圧力への影響】

- みなし小売電気事業者の地位については、競争上の大きな障害とはなっているとは言えないと考えることが適当か。

#### 【競争者が利用可能な十分な供給余力について(必須要件)】

- 供給余力については、供給計画、安定供給に必要な供給力は今後も確保される見込みであるものの、発電能力の休廃止が進んでいくのではないかと懸念や事業者の認識も踏まえて、どのように評価することが適当か。
- また、余剰電源の全量市場投入その他の自主的取組について、現時点で、事業者が改廃する予定がないことを確認の上、引き続き、事務局においてもその実施状況を注視していくことで、本要件を満たすか否かを評価することでよいか。

※上記について前回会合では事業者からは以下の認識が示された。

#### (東京電力HD)

- 現時点で平成30年度供給計画からの変更の予定はない。
- 自主的取組継続意向について、経済合理性に基づき、引き続き積極的に卸電力市場を活用。経過措置の規制解除を受けてただちに自主的取組みを廃止することを今は考えていない。

#### (関西電力)

- 電源の休廃止の計画に関しては然るべきタイミングで供給計画を出しており、現時点でそれ以上申し上げられない。
- 事業離脱に基づく自社保有の発電能力の休廃止の部分については、相対での卸や市場への供出を検討するのが通常の見え方であり、余剰が出てきたからと言ってすぐさま電源の休廃止に繋がるものではない。
- 自主的取組みについては、これまでも自主的に対応してきたが、今後も経済合理性に基づいて対応していく。現状は取組みを変える方針はない。

#### 【旧一般電気事業者の地位による競争圧力への影響】

- (特に意見無し)

#### 【競争者が利用可能な十分な供給余力について(必須要件)】

- 供給計画に関しては2018年3月公表で一年前のもの。これが最新の数字ではない。現在数字を取り纏め中だが、もっと緊張感のある数字となる見込みである。
- 連系線活用後を資料として出すことは議論が必要。例えば、自エリアでは8%を遥かに超える水準を確保している事業者であっても、他エリアと均すと下回ってしまうような状況も考えられる。連系線活用後のみで判断すると、このような事業者も不適になってしまう可能性があるが、それはさすがにちょっと厳しいのではないかと。連系線活用するかどうかに関しては、活用する場合と活用しない場合を両方見ていかないといけない。
- 十分な供給余力に関して、容量市場を1年前倒ししなければいけないほど逼迫しているというなかで供給計画に関しては問題ないという資料の説明に関しては疑問だが、一方で資料の記載は正しい。

# 現状のまとめ④

凡例: ● 東京電力エリア  
◆ 関西電力エリア  
無印 両エリア共通

## 要件

## 事務局整理 (案)

## 主な御意見

### 2-2: 低圧部門の市場行動

- 新規参入の状況については、現時点では目立った参入障壁は確認されていないと考えてよいか。
- 主要競争者との価格協調の動向については、料金体系が経過措置料金メニューに類似している点は指摘できるものの、総じて単価の差異やセット割により料金水準には差異がある状況であり、現時点で協調行動の懸念は相当程度限定的と考えることができるか。

- (特に意見無し)

### 3-1: 競争基盤の構築状況

- スイッチングの容易性やスマートメータの普及状況については、現時点で円滑なスイッチングの大きな障害となるような事実は確認されおらず、特段問題ないと考えて良いか。

- 事業者のスイッチングの容易性に関して、簡単であるという回答が割合として高いことは、事業者の創意工夫が数字として出ている。一方で、セット販売等の方法によっては複雑なものがあるのではないか。
- セット販売で利便性があるということで消費者が契約した場合に、不当な値上げ時に抱き合わせの材やサービスとの関連でスムーズにスイッチングできるか不透明。

### 3-2: 競争的環境の持続性

(議論継続中)

(議論継続中)

# 現状のまとめ④

凡例: ● 東京電力エリア  
◆ 関西電力エリア  
無印 両エリア共通

## 要件

## 事務局整理 (案)

## 主な御意見

その他

—

- 5%シェアや複数要件に関して、総合的に判断するというよりは厳格に個々の要件を判断すべき。
- 解除の要件、厳格にすべきではないかという意見もあるが、総合的な判断が電力事業の特性上必要となってくる。解除の基準については総合的に判断せざるをえない。
- (総合的か個別的かということに関して)総合的な判断でいいと思う。総合的に判断するのは、不当な値上げをしない条件というのが直接出せればそれは総合的ではないが、中期的に不当な値上げをしないという蓋然性の高い条件はないため、値上げが起こらないための蓋然性が高い条件を出しているのであって、絶対的に総合判断が正しい。
- 経過措置料金規制の解除された際の3段階料金に関して、解除後も当面は現行の3段階を取りやめるとすることは考えていない。(●)
- 3段階料金について、消費者から見たときに使用量の削減やインセンティブが働くような仕組みは引き続き必要。
- お客様の混乱を避けるために解除判断から実施までの準備期間については十分な時間を確保してほしい。
- 経過措置解除、契約自由となるなか、基本的な行政規制がないなかで不当な値上げが行われる場合、消費者が最後にすがるのは民法や消費者契約法となる。ドイツでは、EUの裁判で値上げ行為を無効とするような判例もあったが、日本ではそこまで期待できないのではないか。今後、自由化になっていく際に、約款に記載されるべき内容は何なのか、情報提供の基準、価格の変更はどういった基準で判断されるのかといった考え方の指針を示して議論していけると望ましいのではないか。
- 燃調の廃止が前提となっている。それぞれの電源構成の内訳を公表している事業者は極めて限られている。電源構成がすべて明らかになるというのが、一つの監視の目安となる。電源構成がすべて明らかになることで、監視委やエネ庁からの監視というよりも消費者からの状況判断が可能となる。

# (参考)各地域における低圧シェアのランキング (契約口数ベース①)

各エリアにおける低圧市場シェア (契約口数ベース・2018年11月時点) ( %) は規制料金シェア

	北海道電力管内		東北電力管内		東京電力管内		中部電力管内		北陸電力管内	
1位	北海道電力	90.5% (78.03%)	東北電力	95.52% (83.69%)	東京電力エナジーパートナー	85.58% (74.65%)	中部電力	92.88% (66.47%)	北陸電力	98.15% (75.94%)
2位	北海道ガス	3.28%	KDDI	1.52%	東京ガス	5.10%	KDDI	1.97%	KDDI	0.74%
3位	KDDI	1.94%	SBパワー	0.45%	KDDI	2.25%	東邦ガス	1.37%	ハルエネ	0.24%
4位	トドック電力	0.81%	PinT	0.35%	JXTGエネルギー	1.34%	SBパワー	0.85%	大東エナジー	0.18%
5位	ジェイコム札幌	0.67%	ハルエネ	0.24%	中部電力	0.58%	サイサン	0.36%	エネット	0.13%
6位	いちたかガスワン	0.57%	サイサン	0.17%	東急パワーサプライ	0.46%	サーラeエナジー	0.26%	Loop	0.11%
7位	SBパワー	0.32%	ミツウロコヴェッセル	0.15%	ジェイコムイースト	0.41%	静岡ガス&パワー	0.21%	F-Power	0.08%
8位	Loop	0.22%	大東エナジー	0.13%	SBパワー	0.32%	大東エナジー	0.19%	HTBEナジー	0.07%
9位	ハルエネ	0.21%	ジェイコムイースト	0.13%	HTBEナジー	0.24%	アイ・グリッド・ソリューションズ	0.19%	アンビット・エナジー・ジャパン	0.06%
10位	北日本石油	0.19%	コープでんき東北	0.13%	ハルエネ	0.22%	イーレックス・スパークマーケティング	0.17%	ズームエナジージャパン	0.04%

東京電力エリア

# (参考)各地域における低圧シェアのランキング (契約口数ベース②)

各エリアにおける低圧市場シェア (契約口数ベース・2018年11月時点) (%) は規制料金シェア

	関西電力管内		中国電力管内		四国電力管内		九州電力管内		沖縄電力管内	
1位	関西電力	87.47% (69.13%)	中国電力	97.2% (59.73%)	四国電力	95.91% (71.58%)	九州電力	93.76% (68.31%)	沖縄電力	99.86% (91.65%)
2位	大阪瓦斯	5.92%	SBパワー	0.81%	KDDI	1.39%	KDDI	2.03%	シン・エナジー	0.08%
3位	ジェイコムウエスト	1.16%	ハルエネ	0.40%	SBパワー	0.51%	西部瓦斯	0.73%	ハルエネ	0.06%
4位	SBパワー	1.09%	大東エナジー	0.21%	PinT	0.43%	ジェイコム九州	0.47%	おきなわコープエナジー	0.00%
5位	ケイ・オプティコム	0.73%	中海テレビ放送	0.15%	ハルエネ	0.27%	ハルエネ	0.35%	エネット	0.00%
6位	ハルエネ	0.49%	伊藤忠エネクスホームライフ 西日本	0.12%	坊っちゃん電力	0.21%	イーレックス・スパーク マーケティング	0.24%	グローバルエンジニアリング	0.00%
7位	東京電力エナジーパートナー	0.29%	HTBエナジー	0.12%	香川電力	0.16%	HTBエナジー	0.18%		
8位	大阪いずみ市民生活 協同組合	0.27%	イーレックス・スパーク マーケティング	0.09%	大一ガス	0.14%	アンビット・エナジー・ ジャパン	0.16%		
9位	生活協同組合 コープこうべ	0.21%	シン・エナジー	0.07%	イーレックス・スパーク マーケティング	0.12%	新出光	0.16%		
10位	イーレックス・スパーク マーケティング	0.19%	ズームエナジージャパン	0.07%	シン・エナジー	0.07%	大東エナジー	0.16%		

関西電力エリア

# (参考)各地域における低圧シェアのランキング (販売電力量ベース①)

各エリアにおける低圧市場シェア (販売電力量ベース・2018年11月時点) (%) は規制料金シェア

	北海道電力管内		東北電力管内		東京電力管内		中部電力管内		北陸電力管内	
1位	北海道電力	88.68% (61.07%)	東北電力	93.74% (64.88%)	東京電力エナジーパートナー	82.26% (56.96%)	中部電力	90.96% (44.29%)	北陸電力	97.04% (50.49%)
2位	北海道ガス	3.01%	KDDI	1.95%	東京ガス	6.40%	KDDI	2.25%	KDDI	0.95%
3位	KDDI	2.00%	ハルエネ	0.56%	KDDI	2.23%	東邦ガス	1.38%	ハルエネ	0.57%
4位	トドック電力	0.93%	SBパワー	0.55%	JXTGエネルギー	1.78%	SBパワー	0.87%	エネット	0.34%
5位	いちたかガスワン	0.86%	サイサン	0.31%	ハルエネ	0.53%	サイサン	0.86%	F-Power	0.19%
6位	ジェイコム札幌	0.73%	ミツウロコヴェッセル	0.29%	東急パワーサプライ	0.48%	ソーラeエナジー	0.32%	Loop	0.17%
7位	ハルエネ	0.55%	エネット	0.29%	中部電力	0.45%	イーレックス・スパーク マーケティング	0.27%	テプコカスタマーサービス	0.10%
8位	SBパワー	0.42%	Loop	0.17%	ジェイコムイースト	0.45%	静岡ガス&パワー	0.22%	富山電力	0.09%
9位	Loop	0.30%	須賀川瓦斯	0.16%	M C リテールエナジー	0.34%	アイ・グリッド・ ソリューションズ	0.21%	エフエネ	0.07%
10位	王子・伊藤忠エネクス 電力販売	0.27%	ジェイコムイースト	0.15%	SBパワー	0.33%	JXTGエネルギー	0.20%	アンビット・エナジー ・ジャパン	0.06%

東京電力エリア



# (参考)各地域における低圧シェアのランキング (販売電力量ベース②)

各エリアにおける低圧市場シェア (販売電力量ベース・2018年11月時点) (%) は規制料金シェア

	関西電力管内		中国電力管内		四国電力管内		九州電力管内		沖縄電力管内	
1位	関西電力	83.65% (50.32%)	中国電力	95.92% (40.23%)	四国電力	94.12% (48.00%)	九州電力	92.23% (48.09%)	沖縄電力	99.56% (80.77%)
2位	大阪瓦斯	6.77%	ハルエネ	0.90%	KDDI	1.42%	KDDI	1.91%	ハルエネ	0.23%
3位	ジェイコムウエスト	1.25%	SBパワー	0.75%	ハルエネ	0.63%	ハルエネ	0.80%	シン・エナジー	0.21%
4位	ケイ・オブティコム	1.17%	中海テレビ放送	0.23%	SBパワー	0.53%	西部瓦斯	0.66%	グローバルエンジニアリング	0.00%
5位	ハルエネ	1.12%	イーレックス・スパーク マーケティング	0.15%	坊っちゃん電力	0.51%	イーレックス・スパーク マーケティング	0.46%	おきなわコープエナジー	0.00%
6位	SBパワー	0.98%	伊藤忠エネクスホームライフ 西日本	0.14%	香川電力	0.39%	ジェイコム九州	0.44%	エネット	0.00%
7位	東京電力エナジーパートナー	0.69%	関西電力	0.13%	PinT	0.31%	新出光	0.30%		
8位	イーレックス・スパーク マーケティング	0.36%	パネイル	0.11%	大一ガス	0.28%	長崎地域電力	0.28%		
9位	大阪いずみ市民生活 協同組合	0.31%	エネット	0.10%	イーレックス・スパーク マーケティング	0.17%	ナンワエナジー	0.26%		
10位	Loop	0.26%	HTBエナジー	0.10%	藤田商店	0.14%	サイサン	0.23%		

関西電力エリア

# 競争状況の評価に関する論点と今後の進め方

# 東京電力エリアの競争評価上の論点（要約）

- これまでの議論を踏まえると、東京電力エリアに関する競争評価上の論点のうち、特に重要と考えられるものをまとめると、次のように考えられるのではないか。

項目	競争評価上の論点の要約
1.消費者等の状況 (第一要件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 消費者等の需要家側の状況としては、競争が機能する環境へと進みつつあるものと考えられるものの、周知度や、スイッチングの状況やシミュレーションの結果を踏まえ、特に懸念は考えられるか。</li> <li>● また、その他特に留意すべき事項はあるか。</li> </ul>
2.十分な競争圧力の存在	<p>【有力で独立した複数の競争者の存在(必須要件)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 現時点で、低圧エリアシェア5%程度以上の事業者（東京ガス）については、顧客基盤、電源調達等の状況を踏まえれば、有力で独立した競争者として考えてよいか。</li> <li>● 競争者の独立性要件の評価において、代理契約による提携を行っている事業者については、仮に、シェアが5%程度以上になったとしても、特段の事情がない限り、競争圧力としてカウントすることは困難であると考えてよいか。</li> <li>● 上記も踏まえ、現状で、エリア全域で競争を行い、シェアを高めている事業者は存在するものの、シェアが5%程度に満たない事業者については、現時点では有力で独立した競争者と評価しうる事業者が存在しないと考えるか。</li> <li>● また、その他特に留意すべき事項はあるか。</li> </ul> <p>【競争者が利用可能な十分な供給余力について(必須要件)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 供給力の見通しについて、現時点で平成30年度供給計画からの変更の予定はない旨、東電HDから表明されている。結果として、エリアの最大需要の8%を上回る程度の供給力は確保される見通しと考えてよいか。</li> <li>● ただし、供給余力については、供給計画上、安定供給に必要な供給力は今後も確保される見込みについて、最新の供給計画も踏まえて判断する必要があるのではないか。</li> <li>● 供給余力の判断における連系線の活用について、自エリアで十分な電源を確保している事業者であっても、連系線活用により供給信頼度上は必要な予備率を下回ってしまう可能性があることを踏まえ、連系線を活用する場合のみではなく、連系線を活用しない場合の双方を評価する必要があるとの意見があったことについて、どのように考えるか。</li> <li>● また、その他特に留意すべき事項はあるか。</li> </ul>
3.その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 議論が継続中の第三要件に関連して、東京電力エリアでは、原発再稼働等によって、新電力が一方向的に不利な競争環境になるのではないかと意見があったが、ベースロード市場などの既往の施策との関係性を踏まえ、どのように考えるか。</li> </ul>

# 関西電力エリアの競争評価上の論点（要約）

- これまでの議論を踏まえると、関西電力エリアに関する競争評価上の論点のうち、特に重要と考えられるものをまとめると、次のように考えられるのではないか。

項目	競争評価上の論点の要約
1.消費者等の状況 (第一要件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 消費者等の需要家側の状況としては、競争が機能する環境へと進みつつあるものと考えられるものの、周知度や、スイッチングの状況やシミュレーションの結果を踏まえ、特に懸念は考えられるか。</li> <li>● また、その他特に留意すべき事項はあるか。</li> </ul>
2.十分な競争圧力の存在	<p>【有力で独立した複数の競争者の存在(必須要件)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 現時点で、低圧エリアシェア5%程度以上の事業者（大阪ガス）については、顧客基盤、電源調達等の状況を踏まえれば、有力で独立した競争者として考えてよいか。</li> <li>● 競争者の独立性要件の評価において、代理契約による提携を行っている事業者については、仮に、シェアが5%程度以上になったとしても、特段の事情がない限り、競争圧力としてカウントすることは困難であると考えてよいか。</li> <li>● 上記も踏まえ、現状で、エリアの一部を営業範囲とする複数の競争者がシェアを伸ばしている状況はあるものの、現時点で、シェアが5%程度に満たない事業者については、現時点では有力で独立した競争者と評価しうる事業者が存在しないと考えるか。</li> <li>● また、その他特に留意すべき事項はあるか。</li> </ul> <p>【競争者が利用可能な十分な供給余力について(必須要件)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 供給力の見通しについて、現時点で平成30年度供給計画からの変更の予定はない旨、関西電力から表明されている。結果として、エリアの最大需要の8%を上回る程度の供給力は確保される見通しと考えてよいか。</li> <li>● ただし、供給余力については、供給計画上、安定供給に必要な供給力は今後も確保される見込みについて、最新の供給計画も踏まえて判断する必要があるのではないか。</li> <li>● 供給余力の判断における連系線の活用について、自エリアで十分な電源を確保している事業者であっても、連系線活用により供給信頼度上は必要な予備率を下回ってしまう可能性があることを踏まえ、連系線を活用する場合のみではなく、連系線を活用しない場合の双方を評価する必要があるとの意見があったことについて、どのように考えるか。</li> <li>● また、その他特に留意すべき事項はあるか。</li> </ul>
3.その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 関西電力小売部門が電気の小売事業ないし電気・ガスセット販売に利用可能な電源と、競争者のそれが同等ではない可能性があることには留意が必要といった意見があったことについて、どのように考えるか。</li> </ul>

## 今後の検討の進め方(案)

- 東京電力エリア及び関西電力エリアについて、今回の専門会合における御議論や「競争の持続性」に関する指定等基準の検討状況を踏まえ、総合的にどのような判断を行うべきかについて引き続き検討することとしてはどうか。
- その他のエリアについては、今回の上記エリアの審査状況も踏まえ、次回以降、審査を進めることとしてはどうか。